

# 日本軍「慰安婦」問題における 河野談話をめぐる争点に関する考察\*

－日本国内における否定する側と肯定する側の論点を中心に－

俵木はるみ\*\*  
springriver@kw.ac.kr

## <目次>

- |                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| 1. はじめに                | 3.4 安倍・朴政権の出発から河野談話作成<br>経緯検証まで |
| 2. 先行研究と研究方法           |                                 |
| 3. 河野談話のこれまでの経緯        | 4. 河野談話を否定する側の論理と肯定する側<br>の論理   |
| 3.1 慰安婦問題の浮上から河野談話発表まで | 4.1 強制性                         |
| 3.2 教科書の記述をめぐる時期       | 4.2 元慰安婦の証言                     |
| 3.3 第1次安倍内閣と米下院決議      | 5. おわりに                         |

主題語: 河野談話(Kono Statement), 日本軍慰安婦問題(The Problem of Japanese Military Sexual Slavery), 本人の意思に反して(Contrary to Her Intension), 狭義の強制性(Narrow Sense of Coercion), 広義の強制性(Broad Sense of Coercion)

## 1. はじめに

半世紀の沈黙の末、1991年、金学順さんが元慰安婦として名乗り出ることができた背景には、冷戦構造の崩壊と韓国の民主化、そして韓国のフェミニズムの台頭があり、性の被害は「女性の恥」から「男性の罪」という性暴力に対するパラダイムの転換が起こったことによって初めて可能となった<sup>1)</sup>。そして金学順さんの登場により、「慰安婦」の実像が、明確な戦争犯罪であるという認識として日本社会に広まるきっかけ<sup>2)</sup>となった。そして1993

\* 본 논문은 2014년도 광운대학교 학술연구비 지원에 의하여 연구되었음.

\*\* 光云大學校 助教授

1) 上野千鶴子(2007)「歴史の再審のために」『慰安婦という問い』勁草書房, pp.111-114

2) 윤명숙(2004)「일본군 위안부 문제에 대한 일본사회의 인식-1990년대를 중심으로-」『한일민족문제연구』 Vol.7, pp.119-120

年、日本政府が初めて軍の関与と強制性を認めて謝罪した河野談話が出されたのである。1965年、日韓が国交正常化して以来、日本政府が歴史問題に関連して発表した談話は数多くあった<sup>3)</sup>が、政権が変わっても長い間受け継がれてきた談話は数少ない。そのうちの 하나가河野談話であるが、1991年以後、日本の政治家や閣僚による慰安婦強制連行を否定する問題発言が14件あった<sup>4)</sup>。それに対して日本政府は具体的な対処をせずきたため、河野談話で謝罪表明した意味が希釈されてきた。第2次安倍内閣発足(2012年)前の選挙戦では、河野談話を見直すとし唆した安倍首相だったが、2014年3月、河野談話をめぐって日韓関係の悪化が安全保障面での協力に影響を与えるというアメリカの懸念を受け入れ、「見直すことは考えていない」と表明した<sup>5)</sup>。しかし結局、同年6月、河野談話の作成経緯検証を行ったのである。その検証の報告書に対して韓国の新聞は、河野談話を日韓間の外交的妥協の産物として格下げしたと論評した。

本稿では、河野談話のこれまでの経緯をたどりながら、日本国内での否定する側と肯定する側の論点を中心に談話をめぐる争点について考察する。

## 2. 先行研究と研究方法

日本軍「慰安婦」問題に関する最近の研究の中で、李チヨン(2013)は、慰安婦問題の定義をめぐる談論、つまり「性奴隷制」と「商行為」、慰安婦制度を人道に対する罪として規定する「戦争犯罪」と戦場での性の問題は普遍的なものとする「戦場の性」、そして慰安婦問題の責任の主体と解決案に関する「法的責任」と「道義的責任」という三つの談論の形成過程と主張を分析した。その結果、日本社会で慰安婦の被害者の立場から慰安婦問題を認識して解決しようとする団体は、性奴隷制、法的責任、戦争犯罪の談論を主導してきたが、保守団体の主張する商行為、道義的責任、戦場の性の談論が、その正当性を確保してきて、慰安婦に対する一般大衆の認識に影響力を及ぼしていることを明らかにした。

その原因として、その談論を発信している保守団体の側においては、ナショナリズムの語法から慰安婦問題を語り、漫画や保守系雑誌などを通して繰り返しナショナリズムの語

3) 남상구(2013)「아베정권의 역사인식과 한일관계」『한일관계사연구』제46집, pp.233-234

ここでは12件とされている。

4) 同上, p.242 <표 5>일본정치가의 역사문제 발언·행동의 내용

5) 「首相、河野談話の継承明言従軍慰安婦問題」『共同通信』2014.3.14.http://www.47news.jp/(2014/8/15検索)

法を量的生産し続けていることを、また談論を受容する一般大衆の側においては、冷戦崩壊による平和主義国家という日本のアイデンティティーの揺らぎと、長期にわたる不況による社会統合の危機があることをあげている。保守団体の主張する商行為、道義的責任、戦場の性の談論に一貫している論理は、慰安婦問題から国家を脱主体化させ、慰安婦問題に対する国家の意図性、組織性、計画性、強制性を徹底して否定するもので、この時、最も大きな障害になるのが、官憲と軍の介入、強制性を公式的に認め謝罪を表明した河野談話だとしている。これらの談論は、まず慰安婦の募集段階だけに焦点を合わせ、官憲が家に侵入して暴力によって連行していったという強制性の意味を再構成し、強制連行を証明する公文書がないゆえ、民間業者の詐欺や強圧によって、本人の意思に反して連行されたのは強制連行ではないと断定する。その結果、一般大衆に国家の責任を認識させることを、難しくしていると指摘する。李チヨンの研究は河野談話を否定する側のナショナリズムの論理と、それを受容する一般大衆の側の問題点を指摘している。それでは河野談話を肯定する側はどのように言っているのだろうか。

趙ユンス(2014)は、日韓両政府が1990年代に日本軍「慰安婦」問題に対して、どのような政策を立て、またどのような対応をしたのかを考察し、河野談話が1993年当時、どのような意味をもっていたのかを分析した。河野談話が発表された時、韓国外務部は、日本政府が慰安婦の募集、移送、管理などにおいて全体的な強制性を認定し、また日本軍「慰安婦」の被害者に対する謝罪と反省の意と共に、これを歴史の教訓として直視していくなどの決意を表明した点を評価する<sup>6)</sup>論評を発表した。しかし、当時の日本政府が国内の保守右派の政治家達の理解が得られない状態で河野談話を発表したため、強制性を示す文書などの資料が見つからなかったのにも関わらず、韓国に要求に屈服して屈辱的な外交をしたという印象を与え、かえって保守右派勢力を結集させる結果をもたらしたという。では、この保守右派勢力がその後、どのような論点から河野談話を否定してきたのだろうか。

これまで河野談話に関して、肯定・否定両側の論点を比較し、その争点について考察したものは見られない。本稿では、先行論文が提起した慰安婦問題の談論に関する問題点を前提に、河野談話のこれまでの経緯を見ながら、談話を否定する側と肯定する側の論点を分析し、談話の争点について考察する。

---

6) 日本外務省、内閣官房事務局(2014)「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯-河野談話作成からアジア女性基金まで-」, p.13

### 3. 河野談話のこれまでの経緯

まず河野談話のこれまでの経緯を見ていく。山本健太郎(2013)によると、1990年代からこれまで慰安婦問題が焦点化する局面が何度かあったという<sup>7)</sup>。その局面を河野談話を中心として大きく分けると次のようになる。(1)慰安婦問題が社会的に知られてから河野談話の発表までの時期(1991~1993年)、(2)教科書への記述をめぐる時期(1997年)、(3)第1次安倍内閣と米下院の決議をめぐる時期(2006~2007年)、(4)韓国憲法裁判所の判決から現在まで(2011~2013年7月)である。しかし(4)の韓国憲法裁判所の判決の項目は慰安婦問題の補償問題に関する部分なので、ここでは(4)を、安倍政権の出発から河野談話作成経緯検証までとし、時期を2013~2014年6月まで拡大し、河野談話をめぐる争点について考察していく。

#### 3.1 慰安婦問題の浮上から河野談話発表まで

慰安婦問題が浮上したのは1990年以降である。1990年5月、韓国の盧泰愚大統領の訪日に際し、日本の戦争責任、戦後処理問題が焦点にあがり、韓国の女性団体連合などが、「挺身隊<sup>8)</sup>」問題に対する謝罪と補償を求める共同声明を発表した。これが韓国による初めての問題提起とされている。だが、日本政府は、6月6日の衆院予算委員会で、日本軍「慰安婦」についての政府の認識への質問に対し「民間の業者が-軍と共に連れ歩いている(中略)-調査して結果を出すことは、率直に申しましてできかねる」と答弁している<sup>9)</sup>。一方、韓国では11月に、元慰安婦を支援する挺身隊問題対策協議会(挺対協)<sup>10)</sup>が結成され、慰安婦問題に対する運動が本格化していくことになる。

1991年8月、韓国人「元慰安婦」として金学順さんが初めて名乗り出て証言をし、12月6日に金学順さんを含む元慰安婦3名が日本政府に謝罪と補償を求め、東京地裁に提訴した。これに対し、加藤紘一官房長官は「日本政府が関与した資料はなく、今のところ政府が対処するのは困難だ」と述べた。ところが1992年1月11日、吉見義明教授が防衛庁図書館で、日本軍慰安婦に関する軍の加担を示す資料を発見したことが、朝日新聞で報道されたことによ

7) 山本健太郎(2013)「従軍慰安婦問題の経緯—河野談話をめぐる動きを中心に—」レファレンス国立国会図書館調査及び立法考査局

8) この時期に韓国では挺身隊と慰安婦が同じものと見られていた。

9) 吉見義明(1995)『従軍慰安婦』岩波書店, pp.3-4

10) 多数のキリスト教系女性団体で構成され、特に慰安婦問題を扱い、日本軍の犯罪の認定、法的賠償などを日本側に要求することを運動方針としている。

り社会的に大きな反響を呼んだ。それにより日本政府も真相究明に取り組み始め、7月6日に慰安婦問題の第1次調査結果を発表した。この報告では「慰安所の設置、経営などへの政府の関与は認めた」ものの、「強制連行」については認めなかった。一方、韓国政府は7月31日に独自の報告書を発表し、事実上の強制連行があったとした。この様に強制連行の有無について、日韓で差異が生じたため、韓国の対日批判は収まらず、日本政府は更なる調査を続けた。それまでに発見された資料は、防衛庁、外務省など127点だったが、第2次調査では国内だけでなく、米国国立公文書館などの海外にまで拡大し234点<sup>11)</sup>の資料を調査し、これらの文献資料を基本として、軍関係者や慰安所経営者等への聞き取り調査なども参考にした。しかし結局、強制性を立証できるような物的証拠は発見できなかった<sup>12)</sup>。

1993年3月23日、河野洋平官房長官は国会で、聞き取り調査について「文書を探す調査だけでは十分でないという部分もございますから、関係された方々のお話もお聞きするという事を考えております」との答弁を行った<sup>13)</sup>。このように強制連行を裏付ける資料がなかったため、日本政府は対応に苦慮し、元慰安婦からの聞き取り調査が検討されたのである。そして7月26日から30日までの5日間、韓国のソウルで計16名に対しての聞き取りが行われた。日本側からは内閣外政審議室と外務省から計5名が従事し、聞き取りの内容は非公開である旨を明らかにして始められた<sup>14)</sup>。その報告内容から「実際に慰安婦とされた人たち、16人のヒヤリングの結果は、どう考えても、これは作り話じゃない、本人がその意に反して慰安婦とされたことは間違いがないということになり、結局、調査団の報告をベースにして政府として強制性があったと認定したわけ<sup>15)</sup>」で、8月4日、日本政府は調査結果を発表し、それまで認めていなかった強制性について認め、謝罪を表明したのが河野談話である。

河野談話に対して韓国政府は肯定的に評価したが、韓国の挺対協などの被害者を支援する市民団体は、「最も争点となる強制連行の部分において、巧妙に責任回避をし」「戦争犯罪の核心的な内容を抜かした」と抗議声明を出した。一方で、日本の保守右派勢力には強制性を示す資料がないにも関わらず、韓国の要求に応じて屈辱的な外交をしたという印象を与えた<sup>16)</sup>。

11) デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」<http://www.awf.or.jp>『慰安婦問題が明らかになるまで』(2014/9/20検索) 防衛庁防衛研究所図書館所蔵資料117点、外務省外交史料館所蔵資料54点、旧厚生省資料4点、旧文部省資料2点、国立公文書館資料21点、国立国会図書館資料17点、米国国立公文書館資料19点の存在が明らかになる。

12) 日本外務省(2014)、前掲書6、p.10

13) 山本健太郎(2013)、前掲書7、pp.69-70

14) 日本外務省(2014)、前掲書6、p.9

15) 石原信雄(2007)「河野談話はこうしてできた」『慰安婦という問い』勁草書房、pp.191-194

### 3.2 教科書への記述をめぐる時期(1997年)

河野談話の最後に「われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」とある。それを受けて1996年6月、1997年度の全ての中学歴史教科書に、慰安婦問題が記述されることが報道された。それに対して同年12月、「新しい歴史教科書をつくる会」(以下「つくる会」)が発足し、活動方針の一つとして「従軍慰安婦の記述を削除することを、文部大臣に勧告することとした。この「つくる会」の主張は、強制連行の有無にのみ焦点を当てており、強制連行を示す証拠はなく、元慰安婦の証言は信用できないから、強制連行はなかった。ゆえに、慰安婦は売春婦であり、商行為だった、というものである<sup>17)</sup>。1997年2月には自民党の若手議員によって、慰安婦問題の記述など歴史教科書の見直しを求める「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」が結成され、事務局長に当時、議員に初当選したばかりの安倍晋三が就任した。同議連は衆参87人の議員からなり、1997年3月から6月まで、19人の講師を招いて8回の勉強会を開催したが、河野を呼んでの勉強会の時、河野談話に対して「確たる証拠もなく『強制性』を先方に求められるままに認めた」と非難し、撤回を迫ったという<sup>18)</sup>。

こうした状況のなか、慰安婦の強制性を認め謝罪した河野談話が発表された経緯が焦点化することになる。その契機が、慰安婦問題で謝罪談話を発表した宮沢内閣の加藤、河野両官房長官のもとで、副長官として補佐した石原信雄の証言であった。石原は、強制的に慰安婦にしたことを示す文書や担当者の証言はなかったが、元慰安婦への聞き取り調査の証言から、本人の意に反する形で連れていかれた事実があったと考え、総合して強制性を認めたと話した。この発言から、強制連行を示す文書がなく、聞き取り調査における証言によって談話が出されたことがクローズアップされることになった<sup>19)</sup>。これに対し、河野は文書がなかったことは認めつつも、証言は被害者でなければ語り得ない経験であり、強制されたケースが数多くあったと述べた。

16) 조운수(2014)「일본군 위안부 문제와 한일관계」『한국정치외교사논집』제36집 1호, p.82

17) つくる会の主張は、これまでの過去の戦争をあやまった戦争だったと、否定的に見ることを「自虐史観」と呼び、そのような「自虐史観から子供たちを守る」ことこそが日本を守ることだと主張している。俵義文(2013)「教科書問題と右翼の動向」『「慰安婦」バッシングを越えて』大月書店, p.167

18) 俵義文(2013)「安倍首相の歴史認識の来歴を探る」『「村山・河野談話 見直しの錯誤」かもがわ出版, pp.46-47

19) 山本健太郎(2013), 前掲書7, pp.70-71

### 3.3 第1次安倍内閣と米下院決議(2006～2007年)

河野談話について再び大きな議論が見られたのが第1次安倍内閣の時期(2006年9月～2007年9月)である。首相就任以前から河野談話の見直しを主張していた安倍が首相になったことにより、河野談話の扱いに注目が集まった。2007年1月、米下院外交委員会に慰安婦問題について日本政府に謝罪を求める決議案が提出され、日本国内でも議論が起こった。同決議案<sup>20)</sup>では、①日本政府は、性奴隷制を強制したことを認め謝罪すること、②それにより河野談話の誠実さと位置づけについて、繰り返されてきた疑問を解決するのに役立つこと、③慰安婦の性奴隷化はなかったとする主張に対し反駁すべきこと、④未来の世代に教育すべきことをあげている。3月1日、安倍首相は、河野談話に関して「強制性を裏付ける証拠がなかった」と発言し、5日の国会審議では、河野談話を継承するとしつつも、「女性を集めた業者らが事実上、強制をするような広義の強制性はあった」が、「官憲が家に押し入って人さらいの如く連れていくという狭義の強制性はなかった」と説明した。また、「(米下院の決議があったからといって我々は謝罪することはない)」「決議案は客観的な事実に基づいておらず、日本政府のこれまでの対応も踏まえていない」と述べ、「(決議案などの)誤った認識は、河野談話が根拠となっている」といったものの、海外から首相への批判が相次いでいることを考慮し、河野談話の見直しまでは求めなかった<sup>21)</sup>。

米下院の決議に先立って6月14日、歴史事実委員会はワシントン・ポストに「the FACTS」という意見広告を出した。これは、日本の保守右派の勢力を中心に、日本軍「慰安婦」は性奴隷ではなかったという主張をしている<sup>22)</sup>。しかし、慰安婦問題に関する対日謝罪要求決議案は、7月30日に米下院外交委員会で可決され、それ以後、オランダ(2007.11.8.)、カナダ(2007.11.28.)、欧州連合(2007.12.13)の議会でも決議が行われた。

### 3.4 安倍・朴政権の出発から河野談話作成経緯検証まで(2013～2014年6月)

2013年1月3日付の米紙ニューヨークタイムズの社説では、安倍首相が河野談話に関して

20) 「慰安婦問題に関する米下院の決議案全文」『資料 I 「慰安婦」問題に関する重要な談話、決議等』(2013), 前掲書18, pp.2-4

21) 山本健太郎(2013), 前掲書7, pp.72-74

22) 慰安婦は、世界中で認可されていた公娼制度の下で働いていた女性達であり、慰安婦の中には将校よりも遥かに高収入を得ていた例もあり、待遇も良好だったという証言もあると主張している。

小野沢あかね(2013)「『慰安婦』問題と公娼制度」, 前掲書18, p.47

強制性を示す直接的な証拠が見つからなかったとして、談話の見直しなどを示唆したことに対し、日韓関係を極度に悪化させかねない「深刻な過ち」だと批判した<sup>23)</sup>。朴槿恵大統領は、就任まもなく独立運動記念式典の演説で、日韓がパートナーになるためには「日本が歴史を正しく直視し、責任を取る姿勢をもたねばならない」と述べ、日本の早期の態度変化を要求した<sup>24)</sup>。この様に日韓両政権は慰安婦問題に関し、安倍首相は河野談話を見直す考えを示し、それに対し朴大統領は河野談話を踏襲することを望むという認識の違いから出発した。米政府は、安倍首相の歴史認識やそれに関連する発言は「東アジアの国際関係を混乱させ、米国の国益を損なう可能性があるとの懸念を生じさせてきた」とし、首相を「強固なナショナリスト」で「日韓関係は悪化するだろう」という見解を示した<sup>25)</sup>。

同年5月13日、橋下徹大阪市長が旧日本軍慰安婦問題について「当時は軍の規律を維持するために必要だった」との認識を重ねて強調し、「(2007年に安倍内閣が)証拠はないと閣議決定している」と述べ、強制連行も否定した<sup>26)</sup>。この発言に対して、北海道から沖縄まで日本各地の市民団体、議員連盟、女性団体などから抗議と批判が相次ぐなかでも、橋下市長は最後まで謝罪も発言の撤回も拒否した。世論の批判の高まりを受け、韓国の外務省は「非人道的な犯罪を擁護する内容で、常識以下の発言だ」と批判し、慰安婦問題が「戦時の性暴力行為で、重大な人権侵害であるというコンセンサスが、国際社会で形成されている」と指摘し、「橋下市長の発言は女性の尊厳を冒瀆する」と非難した<sup>27)</sup>。

このように日韓関係が慰安婦問題をめぐって膠着しているなか、12月26日に安倍首相が靖国神社に参拝し、記者団に「戦争の惨禍や苦しむことのない時代をつくるため、不戦の誓いをした」と説明したが、在日米大使館は、中国や韓国の反発を懸念し「近隣諸国との緊張を悪化させるような行動を取ったことに、米政府は失望している」という批判声明を発表した。2014年、朴大統領は新年の記者会見で、村山談話と河野談話を継承することを求めた<sup>28)</sup>。ところが2月28日、菅義偉官房長官は河野談話の作成経緯を調べるチームを政府内に新設する方針を正式に表明した。3月1日、朴大統領は独立運動記念式典の演説で、元慰安

23) 「首相の謝罪見直し「深刻な過ち」NYタイムズが強く批判」『共同通信』2013.1.4 <http://www.47news.jp/> (2014/8/15検索)

24) 「朴韓国大統領、日本は歴史直視を、被害の立場は千年不変」『共同通信』2013.3.1. <http://www.47news.jp/> (2014/8/15検索)

25) 「米の国益損なうと懸念、首相歴史認識で調査局」『共同通信』2013.5.9. <http://www.47news.jp/> (2014/8/15検索)

26) 「橋下氏「慰安婦は必要だった」」『共同通信』2013.5.13. <http://www.47news.jp/> (2014.8.15 検索)

27) 「橋下氏の慰安婦発言、韓国が批判」『共同通信』2013.5.15. <http://www.47news.jp/> (2014.8.15 検索)

28) 「朴大統領、村山・河野談話継承を、米CNNに再強調」『共同通信』2014.1.7 <http://www.47news.jp/> (2014.8.23. 検索)

婦の女性について「傷は当然、癒されなければならない」と述べ、慰安婦問題に関する日本の対応を求め、「証人の声を聴こうとせず政治的な利害だけのために認めようとしなければ、孤立を招くだけだ」と述べ、河野談話への検証の動きを牽制した<sup>29)</sup>。そのような韓国や米国の懸念をよそに、6月20日、日本政府は河野談話の作成経緯を検証した結果を公表したのである。

まず検証結果に対する日本の代表的な報道記事を見てみると「河野談話『韓国の要望受け入れ作成』政府が検証結果」(日本経済新聞)、『日韓で文言調整』を明記、従軍慰安婦の河野談話検証(共同通信)などがある。どちらも河野談話が韓国とのやりとりの結果、作成されたことを印象づけるもので、要約すると、①韓国政府の意向や要望については、受け入れられるものは受け入れ、受け入れられないものは拒否する姿勢で文言を韓国側と調整したこと、②根拠となった元慰安婦の証言は裏付け調査をしなかったこと、③元慰安婦16人の聞き取り調査終了前に談話の原案が作成されていたこと、④韓国側から日本に金銭的な補償は求めない方針であるとの説明があったとしている。

次に韓国ではどのように報道したのだろうか。2014年6月21日付の主な社説の見出しを見てみると、「安倍政権、韓日関係の破綻を狙い『河野談話』の検証をしたのか」(朝鮮日報)、「日本の歴史挑発…河野談話『殻』だけ残る」(中央日報)、「日本、安倍、『反人倫戦争犯罪支持者』の汚名が欲しいのか」(東亜日報)などがある。どの新聞も非常に強い論調で批判している。このような韓国の様子を日本の新聞では「反日一色だ」と伝え、毎日新聞の社説では、韓国に対して過剰な表現で一方的な批判は控えて欲しいと求め、それらの言動への不快感が談話の見直しへの支持に繋がっているとした。

韓国の新聞の3つの社説に共通していることは、今回の検証は、河野談話を日韓間の外交的妥協の産物として格下げするためのものだったという認識である。今回の検証により、外交相手国である韓国の同意も得ずに、外交内容を一方的に公開した日本政府の態度により、両国の信頼が崩れたという。河野談話の格下げをする一方で、「見直しはしない」と本音と建前の二重性とも映る日本政府をどうして信じられようか、という韓国政府の不信任感を更に増大させたようである。

これまでの河野談話の経緯において、河野談話を否定する側は、権力による強制連行を示す文書がないにも関わらず、元慰安婦からの聞き取り調査における証言によって談話が出されたことを問題視してきた。それは元慰安婦の証言に対する見解の違いによるものと

29) 「朴大統領、従軍慰安婦問題で対応要請韓国独立運動式典で演説」『共同通信』2014.3.1  
<http://www.47news.jp/> (2014.8.23検索)

思われる。また、強制性に関して、狭義の強制性と広義の強制性が述べられているが、それらはどのような概念であり、いかなる違いがあるのか、具体的に検討し整理してみる必要があるだろう。

#### 4. 河野談話を否定する側の論理と肯定する側の論理

ここで河野談話を整理して見てみることにしよう<sup>30)</sup>。(項目番号は筆者)

- (1)「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれを関与した」
- (2)「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれにあたったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲などが直接これに加担したこともあったことが明らかになった」
- (3)「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」
- (4)「戦地に移送された慰安婦の出身地については」「朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」
- (5)「従軍慰安婦問題は「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である」
- (6)「政府はいわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちをわが国としてどのように表すかという事については、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものとする」
- (7)「これを歴史の教訓として直視し」「われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」

30) 慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話(河野官房長官談話、河野談話)(1993.8.4)『世界と日本』日本政治・国際関係データベース(東京大学東洋文化研究所)

## 4.1 強制性

これまで河野談話について論じられるとき「狭義の強制性」と「広義の強制性」という概念がどのような意味をもち、どのような関係をもっているのか明らかではなかった。すでに述べたように安倍首相は、「女性を集めた業者らが事実上、強制をしていた『広義の強制性』はあったが、官憲が家に押し入って人さらいの如く連れていくという『狭義の強制性』はなかった」と述べ、答弁書では「政府が発見した資料のなかには、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述はなかった」ので、権力による強制連行はなかったという。これに対して吉見(1997)は、「強制連行とは、本人の意思に反して連れていくことである」と述べ、広い意味の強制連行は、①前借金でしばって連れていくこと(人身売買)、②看護の仕事だとか、食事を作る仕事だとか、工場で働くとか言ってだまして連れていくこと(詐欺、甘言)、③拉致なども含むとしている。②のだまして連れていく場合を強制連行に含めるのは、元締めとなる業者を軍が選定し、女性たちを集めさせていたため、当然、軍の責任になるという。つまり、安倍は権力による強制連行は狭義の強制性だけであると限定するが、吉見は広義の強制性も含まれるとしている<sup>31)</sup>。

では強制連行を否定する側が最も問題視する、河野談話の(2)「慰安婦の募集について」を見ていくことにする。ここでの募集する主体は、「軍の要請を受けた業者」であり、「本人(女性)たちの意思に反して集められた」という広義の強制性を述べており、それに付け加えて、「更に」という言葉に続く「官憲などが直接にこれに加担したことがあった」という部分の記述が、問題ををはらむ部分であると西岡力は指摘している<sup>32)</sup>。西岡は「これを素直に読むと、本人の意思に反する慰安婦募集に、官憲が直接加担したというのだから、権力による強制連行を認めたと読める」という。西岡が「官憲などが直接加担」という表現が何を意味するのか、と外政審議室に問いただしたところ、インドネシアでの日本軍部隊による事件<sup>33)</sup>を指しているという答えだったという。つまり、河野談話の(2)の募集に関する部分は、朝鮮だけでなく、日本軍「慰安婦」が存在した全ての地域に関する記述なのである。

31) 吉見義明(1997)『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』大月書店、pp.22-24

32) 西岡力(2007)『よくわかる慰安婦問題』草思社、pp.111-114

33) 河野談話が発表される前年の1992年に朝日新聞がインドネシアのスマラン事件のことを報道した。これは当時オランダの植民地だったインドネシアのスマランで抑留所に収容されていたオランダ人女性の中から若い女性たちを将校が選び、その母親らの抗議を抑えていやがる女性たちを日本軍が連行し、慰安婦にした事件である。：林博史(2013)「安倍首相の歴史認識ほど何が問題なのか」『村山、河野談話』見直しの錯誤』かもがわ出版、pp.15-16

また(4)では、「当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」と、朝鮮半島における広義の強制性について言及している。ところが広義の強制性を、権力による強制連行とは認めない西岡は、朝鮮半島で「官憲が加担した」という表現は使われていないという「事実」をもって、「朝鮮では、本人の意思に反する募集に官憲が加担した事例はなかった」と断定し「権力による強制連行はなかった」と結論づけた。つまり西岡は、河野談話は、権力による強制連行は認めていないと主張しているのだが、河野談話を否定する側の多くは、「河野談話は証拠(資料)もないのに、権力(官憲)による強制連行を認めたものだ」と主張しているのである。しかしどちらにも共通するのは、権力による強制連行を認める基準として、広義の強制性は認めず、狭義の強制性のみ認めるということである。

では肯定する側の論理を見ていくことにする。吉見は、安倍の主張の特徴について「強制連行を①軍・官憲による、(且つ)②暴行・脅迫を用いた連行があったかどうかと、非常に狭く限定して」いるが、「慰安婦問題で最大の問題は、軍慰安所で、強制があったかどうかである」<sup>34)</sup>と指摘して、「広義の強制性」が連行方法だけでなく、慰安所での生活における自由の束縛、慰安婦としての強制など、慰安婦制度における全般的な強制に対するものであることを示唆している。そして軍の責任が問われるのは、国内の公娼制にはあった「拒否する自由」「外出の自由」「廃業の自由」などを認める軍法を作らずに、女性たちを慰安所に閉じ込め使役したからだと述べている。この点について、河野談話でも、(3)「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」とはっきりと認めている。そして強制連行だけに論点を限定する否定側の主張は、慰安婦問題の核心部分である軍慰安所での生活がどうであったのかという被害の実態から視点をそらさせる結果をもたらすのである。

否定する側は、権力による強制連行を示す文書が発見されていないと主張しているが、吉見によると、朝鮮での動員における強制性を示す文献史料はまだ見つかっていないが、軍・官憲による略取<sup>35)</sup>は、中国・東南アジアでは確認されているという<sup>36)</sup>。オランダ政府はBC級戦犯裁判関係資料を基に、スマラン事件以外にも8件の軍・官憲による強制連行のケースを報告書にまとめており、極東国際軍事裁判(東京裁判)の判決でも、中国の桂林で、軍が女性たちを工場で働くのだと騙して連れていき、日本軍のために醜業を強制したと認定している。日本政府はサンフランシスコ平和条約で、東京裁判とBC級戦犯裁判の判決を受託

34) 吉見義明(2013)『「河野談話」をどう考えるか』、『慰安婦」バッシングを越えて』大月書店, pp.2-3

35) 刑法では暴行・脅迫を用いた連行を略取という。

36) 吉見義明(2013), 前掲書34, pp.7-12

しているから、この事実は否定できないと吉見は述べている。日本軍「慰安婦」は、日本人や植民地下の朝鮮や台湾の女性だけではなく、中国、フィリピン、インドネシア、マレーシアなど日本軍が占領駐屯した国、地域にわたって存在した。ゆえに否定する側の強制連行を示す文書がないという主張は、朝鮮での動員における強制性を示す資料はまだ見つかっていないという事実に対しての言説であり、慰安婦問題を韓日関係だけに限られた特殊事項として縮小化しようとしている。そしてそのことによって「木を見て森を見ず」の諺のごとく、それは慰安婦全体の実態を歪めることに繋がるものである。

河野談話における争点となった強制性について整理すると、「狭義の強制性」とは、軍及び官憲による暴行・脅迫を用いた連行だけを意味するものであり、「広義の強制性」とは、甘言、詐欺、人身売買、拉致など本人たちの意思に反して集められ連行されたことも、権力による強制連行と認めるものである。しかも「広義の強制性」は、連行の方法だけに限られたものではなく、監視下の移送、慰安所での生活における自由の束縛、慰安婦としての強制など、慰安婦制度における全般的な強制に対して適用される概念なのである。

最後に、否定する側はなぜ強制連行だけを意味する「狭義の強制性」に固執するのだろうか。永井和<sup>37)</sup>は『強制連行』の有無をもって慰安所問題に対する軍および政府の責任を否定せんとする彼らの言説は、それ以外の形態であれば、軍と政府の関与は何ら問題にならないし、問題とすべきではないとの主張を暗黙のうちに含んでいるのであり、慰安所と軍および政府の関係を隠蔽し、慰安所の存在を正当化するものと言わざるをえない」と述べている。

## 4.2 元慰安婦の証言

否定する側は、強制連行を示す資料がないにもかかわらず、元慰安婦の証言によるのみ強制連行を認めた点を問題視してきた。桜井よしこ<sup>38)</sup>は、聞き取り調査の始まる1993年7月14日、在日韓国大使館の孔魯明大使は記者会見で元慰安婦の名誉回復のため、強制連行であったことを日本政府が認めることが第一条件だと述べたことに言及し、「女性たち(元慰安婦達)の証言は、日本政府が聞き取り調査をすると決めた瞬間から、旧日本軍による強制連行の"証拠"となるべき運命だった」としている。また「韓国に出向いて被害者からヒ

37) 永井和(2004)「日本軍の慰安所政策について」『永井和のホームページ』<http://nagaikazu.la.coocan.jp/> (2015.1.25検索)

38) 桜井よしこ「いわゆる従軍慰安婦について歴史の真実から再考するサイト」<http://www.ianfu.net/> (2014.10.31検索)

アリングをすること自体が、強制性を認定するという結論をもってやったに違いないと、反対論者は批判し、発表当時も非難ごうごうだった<sup>39)</sup>という。また、今回の談話作成経緯報告書の聞き取り調査の経緯」の項目<sup>40)</sup>を見てみると、1992年12月の段階での日本政府の方針は、聞き取り調査を「真相究明の結論の目処が立った最終段階で、必要最小限の形で」実施することであった。さらに1993年4月の日韓事務方のやりとりでは、韓国側が日本側の発表のなかで「一部に強制性があった」という限定的表現が使われれば大騒ぎになるだろうと述べ、これに対し日本側は歴史的事実を曲げた結論を出すことはできないと応答した。6月の外相会議では、韓昇洲長官が日本の誠意ある発言に感謝しつつ重要な点をいくつか言及した際、第一に強制連行を認めることをあげた。このように、韓国政府から強制連行を認める要請が随時あったことをあげて、否定する側は韓国の要請で強制連行を認めたと断定するのである。

また、否定側は、元慰安婦の証言は信憑性がないと主張している。西岡<sup>41)</sup>は、挺対協の「証言集 I」を作成した安秉直教授の序文の中から「証言者が意図的に事実を歪曲していると感じられるケース」という言葉を取り出して、2ページに4回もこの言葉を繰り返し強調しながら、証言の全体像であるかのように記述している。しかしこの言葉は、証言の調査をする中で困難に感じたことの一例として記述されているだけである。序文<sup>42)</sup>の要点は「私たちが調査を終えた19名の証言は、私たちも自信をもって世の中に出すことができる。真相の究明のために、一人の証言者に対して5-6回以上の面接調査をしたが、軍慰安婦という人間として耐え難い経験をそのままもれなく証言するのは難しいことであるゆえ、不足な部分はいずれから補足されるだろう」というものである。

西岡はこの証言集の19人のうち<sup>43)</sup>、暴力によって強制連行された人は4人であるとし、就業詐欺(13人)や誘拐・拉致・人身売買(3人)などは、狭義の強制性の概念によって切り捨てている。その4人のうち2人は富山県と釜山という戦地でない場所であるため、軍とは関係がないゆえ信憑性がないとし、残り2人の金学順さんと文玉珠さんは訴状には記述されていないのに、証言集では強制連行されたと証言しているという事実に対して、「常識的に考えたら、訴状で自らの履歴を語るとき、裁判に有利になることをわざと隠すとは思えない」とい

39) 石原信雄(2007), 前掲書15, p.205

40) 日本外務省(2014), 前掲書6, pp.4-9

41) 西岡力(2007), 前掲書32, pp.91-101

42) 안병직(1993)「조사에 참가하면서」『강제로 끌려간 조선인 군위안부들』한국정신대문제대책협의회, 정신대연구회 편, 한울, pp.8-11

43) 정진성(1993)「해설:군위안부의 실상」, 前掲書42, pp.19-21

い、強制連行されたという証言は信じられないとして、結局、強制連行された例はないと断定する。

これまで慰安婦の数は全く把握されていないが、日本軍の兵士数<sup>44)</sup>から推計した数では、2万人(秦郁彦:1999)から4万5千~20万人(吉見義明:1995)と言われている<sup>45)</sup>。これまで、237人の元慰安婦が名乗り出たが、慰安婦の全体数からすれば氷山の一角であり、証人としてマスコミや公の場に出る人は更に限られている。その限られた人々の証言のなかで、異なる状況におかれた複数の人々の内容がほぼ一致しているならば、それを認めるべきではないだろうか。西岡は、証言のなかでの共通点を認めず、5千円あれば東京に一軒家をもてたという時代に、2万6千円もの軍事郵便貯金してしたという文玉珠さんのような特殊なケースを持ち出して、それを慰安婦の典型のように解釈し、また同一人物の証言においても以前と違う内容を語っているという理由で、信憑性がないと断定するのである。

秦郁彦(1999)<sup>46)</sup>は、金学順さんの訴状(A)と他の三つの証言【B)挺対協・挺身隊研究会『証言1』<sup>47)</sup>、C)解放出版社編『金学順さんの証言』、D)伊藤孝司『証言従軍慰安婦女子勤労挺身隊』】を比較している。例えば、再婚した母が娘を40円で妓生の置屋に売った事実は、Bだけにあること、Aだけ生年月日を1923年としていること、Cだけに実父が日本軍に殺されたと出てくる、というように、どこが違うかだけを問題にしている。四つの証言のうち、二つ以上の証言で共通していることをあげれば、1924年に生まれ(B,C,D)、14才の時に母が再婚し(B,C,D)、母の再婚を嫌って、家出したこと(C,D)、3年間、妓生学校に通ったこと(A,B,C,D)、養父に金儲けをしようと言われ、中国に連れられて行かれたこと(A,B,C,D)、日本将校にスパイと疑われた養父と別々に、そのままトラックで慰安所へ連行されたこと(B,C,D)、養父をスパイと疑った日本将校に処女を奪われたこと(B,C)などである。このように共通点を拾い出してみると、慰安婦にされた事情は、養父に売られた可能性があることを見るのが適当ではないだろうか。しかし、秦は「慰安婦になった事情もはっきりしない」と曖昧にしている。

これまで見てきたように西岡にも秦にも、証言に対する見方において共通点があることが明らかになった。それは、証言のなかにある、異なる状況におかれた複数の人々の共通

44) 日本軍の兵士総数を300万人とし、慰安婦一人当たりに割り当てられる兵員数(パラメーター)でこれを割り、慰安婦数を推計する方法。この場合に交代率、帰還による入れ代わりの度合い(1.5~2)も考慮にいれる。吉見の場合、慰安婦1人に100人の兵士に交代率1.5なら4万5千人、慰安婦一人に30人の兵士に交代率2なら20万人と計算している。

45) デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」<http://www.awf.or.jp>(2014.11.15検索)

46) 秦郁彦(1999)『慰安婦と戦場の性』新潮社, pp.177-192

47) 김학순(1993)『되풀이하기조차 싫은 기억들』, 前掲書42, pp.33-44

点を見るのではなく、特定ケースを慰安婦の典型的なもののように解釈し、また同じ人が時と場所と相手を変えてした証言の共通点を見るのではなく、違う点だけを問題にすることである。この見方は、ただ一回だけのオラル・ヒストリーを、決定版として記録するという考え方であり、オラル・ヒストリーも「ザ・ファクト」だという考え方から来ているという上野千鶴子の指摘は興味深い<sup>48)</sup>。なぜなら西岡も秦も、2007年、ワシントン・ポストに「the FACTS」という意見広告を出した歴史事実委員会のメンバーであり、その意見広告の最後の部分は次のように結ばれているからである。「これらの事実を覆す具体的な証拠があれば、直ちにお知らせ下さい。事実に基づいた批判であれば、私たちは謙虚に受け止めますが、一方、事実ではないことに謝罪することは、社会全体の判断を狂わせ、日米二国間に悪影響を与えます。正しい判断の出発点はあくまで『事実』『事実』『事実』です！<sup>49)</sup>」

河野談話の作成経緯検証をする理由として、元慰安婦の聞き取り調査の裏付け調査がなかったことが第一番目にあげているが<sup>50)</sup>、これは否定側が主張する、証言が信じられないとする理由でもある。秦は、挺対協の調査員が証言集を作成するため、元慰安婦の女性たちに会うために全国を訪ね歩いたときに「親族、友人、近所の目撃者や関係者の裏付け証言を取れるチャンスがあったと思われるが、皆無なのは、最初からその気がなかった、むしろ回避した」と述べている。しかし、儒教社会の韓国では、金学順さんたちが名乗り出た当時、家父長制言説、つまり「性暴力を受けるのは女の恥だから、自分が被害を受けたこと自身が恥ずかしいことなのに、しかも恥を受けて生き延びている上に、それを口にするなど、まして恥知らずである」という見方が通用していた<sup>51)</sup>ことを考慮すべきである。そのような社会で、親族、友人、近所の目撃者がたとえいたとしても、語ることができたであろうか疑問である。

吉見も、証言を読んでいくなかで「本人でないと語れないリアリティがある<sup>52)</sup>」と語り、河野談話発表後の記者会見で河野も、元慰安婦の証言を聞いて「それはもう明らかに厳しい目にあつた人でなければできないような状況説明が次から次へと出てくる。その状況を考えれば、この話は信憑性がある、信頼するに十分足りる」と述べている。

48) 上野千鶴子(2007), 前掲書1, pp.126-128

49) すぎやまこういち「いわゆる従軍慰安婦について歴史の真実から再考するサイト」<http://www.ianfu.net/> (2014/12/2 検索)

50) 日本外務省(2014), 前掲書6, p.1

51) 上野千鶴子(2007), 前掲書1, p.115

52) 吉見義明(2013), 前掲書31, p.75

## 5.おわりに

これまで河野談話を否定する側と肯定する側の論理を比較検討しながら、河野談話をめぐる争点について考察した。否定・肯定側の「強制性」に関する論点を整理すると、否定する側は、軍及び官憲による暴行・脅迫を用いた連行だけを意味する「狭義の強制性」だけが権力による強制連行であるとし、これを示す文書はないので国家による強制連行はなかったとしている。反対に、肯定する側は、甘言、詐欺、人身売買、拉致など本人たちの意思に反して集められ連行された「広義の強制性」も、権力による強制連行と認めるという考え方である。しかも「広義の強制性」は、連行方法だけに限られたものではなく、監視下の移送、慰安所での生活における自由の束縛、慰安婦としての強制など、慰安婦制度における全般的な強制に対して適用される概念なのである。また、朝鮮での動員における強制性を示す資料はまだ発見されていないが、中国・東南アジアでは確認されている。

以上のように、否定する側の論理は、連行方法だけに限定して強制性を論じるので、慰安婦問題の核心的な軍慰安所の実態から視点をそらさせる結果を招くことは明らかである。また、慰安婦が存在した地域は、日本軍が占領駐屯した全ての地域であるにも関わらず、資料が発見されていない朝鮮だけに限定して検討することにより、慰安婦問題を日韓関係だけに限られた特殊事項として縮小化しようとしており、それは慰安婦全体の実態を歪めることに繋がるものである。

否定する側は、強制連行を示す文書がないにも関わらず、元慰安婦の証言だけで強制連行を認めたことを問題視し、第一に韓国政府が随時、強制連行を認めることを要請していたこと、第二に証言の信憑性がないことがその理由であると主張する。特に否定する側の証言に対する見方においての問題点は、異なる状況におかれた複数の人々の証言の共通点を見るのではなく、特定ケースを慰安婦の典型的なもののように解釈し、また同じ人が時と場所と相手を変えてした証言の共通点を見るのではなく、違う点だけを問題にすることである。否定する側のこのような見方は、口述調査を事実とする見方から来ており、事実とは一つという考え方である。「慰安婦だったこと」という事実に対する見方が変わった背景には、「女性の恥」から「男性の罪」という性暴力に対するパラダイムの転換があった。つまり事実が問題ではなく、その事実をどのように見るかが重要である。

今回は、河野談話をめぐる日本国内における否定、肯定側の論理という観点から考察したが、慰安婦問題に関する日本における論調も、韓国側の論調との相互関係において形成

されることを踏まえて、両国における論調をレベル別に、また時系列的に考察することを次の課題としたい。

### 【参考文献】

- 김학순(1993)「되풀이하기조차 싫은 기억들」『강제로 끌려간 조선인 군위안부들』한국정신대문제 대책협의회, 정신대연구회 편 한울
- 남상구(2013)「아베정권의 역사인식과 한일관계」『한일관계사연구』제46집
- 안병직(1993)「조사에 참가하면서」『강제로 끌려간 조선인 군위안부들』한국정신대문제 대책협의회, 정신대연구회 편, 한울
- 윤명숙(2004)「일본군 위안부 문제에 대한 일본사회의 인식-1990년대를 중심으로-」『한일민족문제연구』Vol.7
- 이지영(2013)「일본 사회의 일본군위안부문제에 대한 담론의 고찰」『한국정치학회보』제47집 제5호
- 정진성(1993)「해설:군위안부의 실상」『강제로 끌려간 조선인 군위안부들』한국정신대문제 대책협의회편, 한울
- 조윤수(2014)「일본군 위안부 문제와 한일관계」『한국정치외교사논집』제36집 1호
- 石原信雄(2007)「河野談話はこうしてできた」『慰安婦という問い』勁草書房
- 上野千鶴子(2007)「歴史の再審のために」『慰安婦という問い』勁草書房
- 小野沢あかね(2013)「『慰安婦』問題と公娼制度」『慰安婦』バッシングを越えて』大月書店
- 俵義文(2013)「教科書問題と右翼の動向」『慰安婦』バッシングを越えて』大月書店
- \_\_\_\_\_(2013)「安倍首相の歴史認識の来歴を探る」『村山\*河野談話 見直しの錯誤』かもがわ出版
- 永井和(2004)「日本軍の慰安所政策について」『永井和のホームページ』<http://nagaikazu.la.coccan.jp/> (2015.1.25 検索)
- 西岡力(2007)『よくわかる慰安婦問題』草思社
- 西野瑠美子(2013)「被害者証言に見る『慰安婦』連行の強制性」『慰安婦』バッシングを越えて』大月書店秦郁彦(1999)『慰安婦と戦場の性』新潮社
- 林博史(2013)「安倍首相の歴史認識はどこが問題なのか」『村山、河野談話 見直しの錯誤』かもがわ出版
- 山本健太郎(2013)「従軍慰安婦問題の経緯—河野談話をめぐる動きを中心に—」レファレンス国立国会図書館調査及び立法考査局
- 梁澄子(2013)「慰安婦問題の解決に何が必要か」『慰安婦』バッシングを越えて』大月書店
- 吉見義明(1995)『従軍慰安婦』岩波書店
- \_\_\_\_\_(1997)『従軍慰安婦』をめぐり30のウソと真実』大月書店
- \_\_\_\_\_(2013)『河野談話』をどう考えるか』『慰安婦』バッシングを越えて』大月書店
- 「慰安婦問題に関する米下院の決議案全文」(2013)『慰安婦』バッシングを越えて』『資料 I 慰安婦問題に関する重要な談話、決議等』大月書店
- 慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話(河野官房長官談話、河野談話)(1993.8.4)『世界と日本』日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所
- 日本外務省、内閣官房事務局(2014)「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯—河野談話作成からアジア女性基金まで—」
- デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」<http://www.awf.or.jp> (2014.9.20, 11.15検索)
- 「いわゆる従軍慰安婦について歴史の真実から再考するサイト」<http://www.ianfu.net/>(2014.10.31., 12.2検索)
- 『조선일보』<http://www.chosun.com/> 2014.6.21(2014.8.25検索)
- 『동아일보』<http://www.donga.com/> 2014.6.21(2014.8.25検索)

『중앙일보』<http://www.joongang.joins.com/> 2014.6.21.(2014.8.25檢索)

『共同通信』<http://www.47news.jp/> 2013.3.1., 3.14, 5.9, 5.13, 5.15(2014.8.15.檢索) 2014.1.7., 3.1, 6.21(2014.8.23檢索)

『日本經濟新聞』<http://www.47news.jp/> 2014.6.21.(2014.8.25檢索)

『毎日新聞』<http://mainichi.jp/> 2014.6.21.(2014.8.25檢索)

---

논문투고일 : 2014년 12월 10일

심사개시일 : 2014년 12월 20일

1차 수정일 : 2115년 01월 08일

2차 수정일 : 2015년 01월 14일

게재확정일 : 2015년 01월 19일

---

---

 <要旨>
 

---

## 日本軍「慰安婦」問題における河野談話をめぐる争点に関する考察

- 否定する側と肯定する側の論点を中心に-

本研究の目的は、河野談話を否定する側と肯定する側の論点を比較分析し、河野談話をめぐる争点について考察することである。河野談話を否定する側の主張は、軍及び官憲による暴行・脅迫を用いた連行だけを意味する「狭義の強制性」だけが権力による強制連行であるとし、これを示す文書はないので国家による強制連行はなかったという。反対に、肯定する側は、甘言、詐欺、人身売買、拉致など本人たちの意思に反して集められ連行された「広義の強制性」も、権力による強制連行と認めるとする。しかも「広義の強制性」は、連行方法だけに限られたものではなく、監視下の移送、慰安所での生活における自由の束縛、慰安婦としての強制など、慰安婦制度における全般的な強制に対して適用される概念なのである。また、朝鮮での動員における強制性を示す資料はまだ見つかっていないが、中国・東南アジアでは確認されている。否定する側の論理は、連行方法だけに限定して強制性を論じることを通して、慰安婦問題の核心的な軍慰安所の実態から視点をそらさせる結果をもたらし、また資料がない朝鮮だけに限定することにより、慰安婦問題を韓日関係だけに限られた特殊事項として縮小化しようとしており、それは慰安婦全体の実態を歪めることに繋がるものである。

 Study on the Issues Concerning the Kono Statement Regarding the Japanese  
 Military Sexual Slavery

- Revolving Around the Negative and Positive Sides -

The purpose of this study is to compare and to analyse between the negative and positive sides on this issues and considerate about the issues. The negative side on the Kono Statement argues that even though there is no document that implies the government coercion, government has admitted it according to the testimony of former victims of the sexual slavery and this is the problem.

To summarize the issues concerning the 「coercion」 of the both side, the negative side argues that 「Narrow sense of coercion」 which means violations and threats by the military force or the authorities is the only coercion and there is no such document implies it so there was no government coercion. In contrast, the positive side argues that mobilization of the sexual slavery against their will by sweet-talk, deception, human trafficking, abduction is 「Broad sense of coercion」 and it is government coercion as well. Moreover, 「Broad sense of coercion」 also means transfer under the surveillance, restriction of the freedom in the sexual slavery facility, forcing the life of sexual slave, and the general coercion on the sexual slavery. They say though there is no document that implies the government coercion in Chosen, but it is validated in China and South East Asia.

By this, the legitimacy of the negative side, by confining the coercion to only the method of mobilization, results in the desertion on the issue of the sexual slavery facility which is crucial on this sexual slavery issue. The sexual slaves existed in the whole place where japanese military forces occupied and stationed, but the negative side is confining the place only to Chosen. This reduces the entire issue to only the problem between Korea and Japan, and ultimately distorts the Japanese military sexual slavery issue.